

# 視点

銀座パートナース法律事務所 弁護士・博士（法学）  
岩手大学地域防災研究センター 客員教授 北海道大学公共政策学研究センター 上席研究員 岡本正

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的まん延は、経済活動と日常生活に甚大な影響を及ぼしている。法制度や新たな予算措置に基づく支援を逃さないためにはどうすればいいのか。「お金とくらし」に関わる支援情報はどう探していけばいいのか。

## 新型コロナウイルス感染症とリーガル・ニーズ 感染症に立ち向かうあなたを助ける お金とくらしの話

### 新型コロナウイルス感染症と法律家の役割

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的まん延で多くの命が失われた。犠牲になった方に衷心よりお見舞いを申し上げるとともに、医療福祉をはじめ社会インフラを支え続けるために働く皆様に最大限の敬意を表したい。健康被害だけではなく、世界的な経済不況、学習機会の喪失、差別や分断、生活の困窮、挙げればきりが無いほどの被害が人類に襲いかかっており、それは、明日はわが身に起きることかもしれないのだ。

そのなかで、たとえば「弁護士」たちは、「災害」復興支援の経験を活かし、事業者や個人の日々の暮らし、支援のお金、ローンや売掛金の支払、様々な契約、保険の適用、損害賠償トラブル、家事紛争、DV・虐待問題、解雇や休業補償などの労働問題など、ありとあらゆる悩み事の相談に応じている。各地の弁護士会や日本弁護士連合会にて、無料電話相談窓口が開かれ、有志弁護士たちがSNS等を活用したオンライン相談も展開している。先の見通せない不安のなかでは、支援に関する情報を整理し提供することが、希望となり、パニックを防止し、精神的支援になる。これまでの自然災害の被災者支援で培ったノウハウによる情報提供支援とともに、人に寄り添う支援をできる限り続けることが重要になる。

各都道府県の「弁護士会」や「日本弁護士連合会」のホームページで、相談窓口を確認してほしい。分野は全く法律問題とは無関係と思われるものでもかまわない。どんな悩みであっても、法律は少なからず背後に関係しているからだ。情報収集のつもりでアクセスすることをおすすめしたい。

### 緊急事態宣言直前期のリーガル・ニーズ

ではどのような悩み事があるのだろうか。緊急事態宣言直前期の弁護士の電話による無料法律相談窓口に表れたリーガル・ニーズを紹介する。図1は、第二東京弁護士会が特別窓口を設置し、2020年3月10日から同年4月3日までに実施した無料電話相談「58件」のうち、非事業

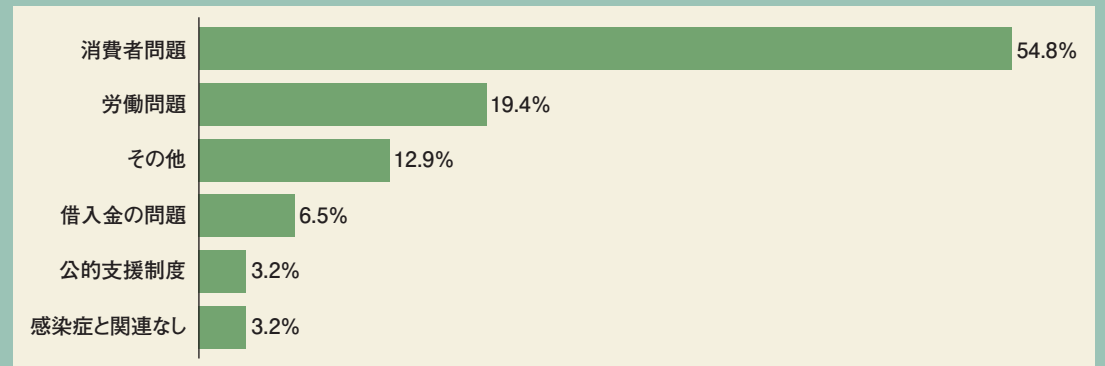


図1 第二東京弁護士会の新型コロナウイルス感染症無料電話相談のうち個人相談の傾向（n=54：2020年3月10日～4月3日）

者（個人）54件の相談分析結果である（第二東京弁護士会「新型コロナウイルス感染症無料法律相談第1次データ集計及び分析結果」（2020年4月17日）より抜粋）。なお、2割ほどは東京都外の相談者である。

類型としては「消費者問題」（54.8%）と「労働問題」（19.4%）が突出して高い割合（リーガル・ニーズ）を示している。「消費者問題」では、旅行、施設集客型の各種イベント、継続的サービス等がキャンセルや供給停止になったことによる、個人利用者側からの相談が多かったということである。また、「労働問題」では、休業手当の受け取りや解雇への不安に関する相談が多くを占めたとのことである。緊急事態宣言前においても、多くの悩みが顕在化していたことがわかる。

また、図2は、大阪弁護士会が新型コロナウイルスに関して事業者・労働者等向けに、2020年3月11日から4月30日までに実施した409件の電話相談の傾向である（大阪弁護士会「新型コロナウイルスに関する事業者・労働者等向け電話相談（2020年3月11日開始）」（2020年4月30日現在）より抜粋）。

ここでは、「融資・助成金・給付金」と「休業補償」に関する相談件数が突出している。突如として経済活動や家庭に襲いかかった「全国教育機関への一斉休校要請」（2020年2月29日の総理大臣会見）の影響で、保護者らの経済活動にも大きな影響があり、行政の支援を求める声が多くなったもの考えられる。とくに「休業補償」

に関しては、厚生労働省による「雇用調整助成金」の給付やその要件に関する情報提供が不可欠となる。当時はまだ施策が十分ではなく、事業主側にも正しい知識がないケースが多い。解雇や雇止め、アルバイトの打ち切りなどの苦境に立たされるなか、すこしでも「支援情報」を伝えることで、不安を除去していくことが求められているように思われる。

こうして東京と大阪を中心に新型コロナウイルスの影響による初期の相談事例を見ると、自然災害のように特定の被災地・被災者への支援という観念が完全に破壊されており、「仕事と家庭」「個人と事業者」のあらゆる人間関係、契約関係、お金の支払・請求関係の問題が噴出していることがわかる。とくに、2020年4月7日の

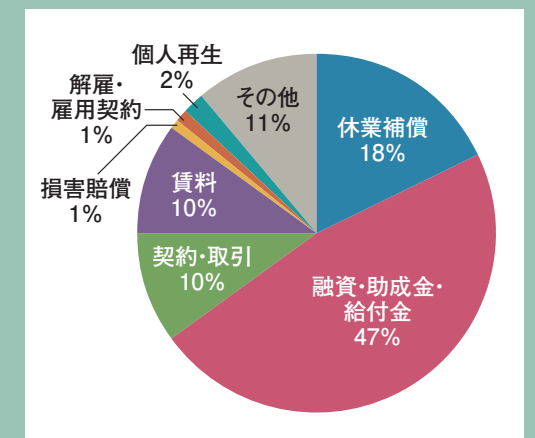


図2 大阪弁護士会の新型コロナウイルスに関する事業者・労働者向け電話相談の傾向（n=409：2020年3月11日～4月30日）

東京都等を対象とした新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言、同月16日の全国への緊急事態宣言拡大を踏まえると、深刻な状況はより加速し、新たな支援政策の登場もあいまって、情報提供ニーズも増大していることは容易に想像できる。

### 正しい支援情報を得るためには

「一律10万円」の「特別定額給付金」や、中小事業者のための「持続化給付金」(法人最大200万円、個人事業主最大100万円)などの支援策は、すでに各種報道、自治体、商工会議所、商工会、インターネットのまとめサイト、関連団体からのお知らせ等により情報発信がなされている。また、支援情報も日々刻々と変化し、「特別定額給付金」のように申請期限が短期間のもので存在する。そこで、本稿では、執筆(2020年6月初旬)と誌面掲載(2020年6月下旬)のタイムラグがあることを考慮し、正しい支援情報を見つけるための情報検索手段を紹介していくことにしたい。なお、筆者自身も4月下旬ころに「[各省庁の支援情報のまとめサイト](#)」をコラムにまとめるなどの情報支援活動を行っているところである。

#### (1)厚生労働省「生活を支えるための支援のご案内」

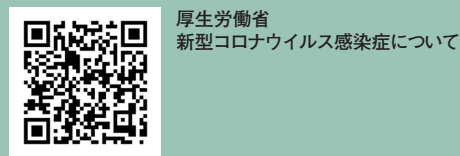
厚生労働省の特設ページ「[新型コロナウイルス感染症について](#)」にて公開しているリーフレット「[生活を支えるための支援のご案内](#)」(図3)は、仕事、子供の世話、生活費に関する日常のくらしの相談窓口や、受けられる支援が網羅されている。大変見やすく、説明資料としても使いやすい。代表的な制度は「雇用調整助成金」「休業手当」「緊急小口融資」「生活保護」などである。だれもが一度は目を通してほしい。随時更新されているので最新版にアクセスしていただきたい。

#### (2)経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

経済産業省の特設ページ「[新型コロナウイルス感染症関連](#)」にて公開している支援策パンフ



図3 厚生労働省「生活を支えるための支援のご案内」(2020年5月27日時点)



レット「[新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ](#)」(図4)は、主に中小企業・個人事業主向けの助成金、融資などが網羅されている。売上減少に応じて支援される緊急経済政策の「持続化給付金」(最大200万円又は最大100万円)をはじめ、「家賃支援給付金」(最大600万円)や経営相談窓口の情報なども網羅されている。事業主には必携必読のパンフレットとなるだろう。随時更新されているので最新版にアクセスしていただきたい。

#### (3)総務省「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連 特別定額給付金」

国民1人当たり一律で10万円を給付する「特別定額給付金」については、総務省に特設サイ

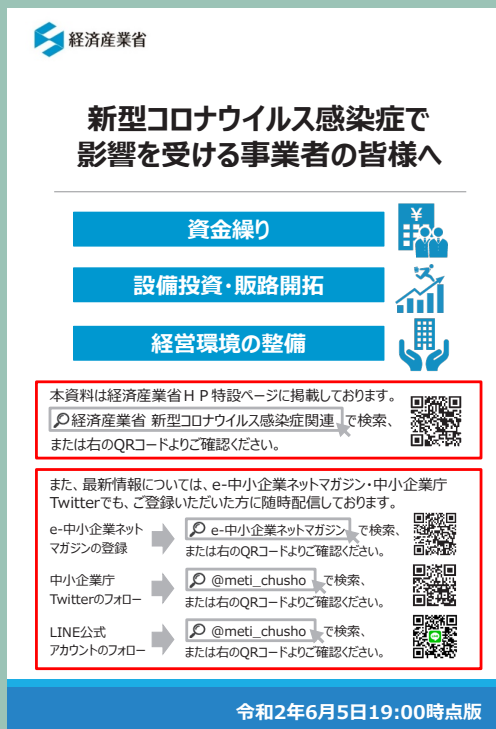


図4 経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(2020年6月5日時点)



ト「[特別定額給付金ポータルサイト](#)」(図5)が設けられている。受給方法、対象世帯などが詳細に記載されているので、ぜひ目を通しておきたい。また、「[総務省の新型コロナウイルス感染症対策関連](#)」のトップページには、特別定額給付金以外の、総務省所管の支援や対応策へのリンクが掲載されている。消防、行政相談、情報通信、地方行政などへのアクセスのポータルサイトとして利用できる。

#### (4)内閣官房「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が、国や関係機関による各種支援・行政の

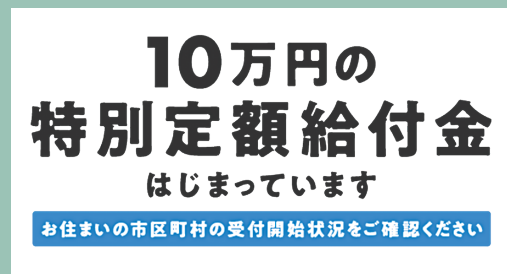


図5 総務省「特別定額給付金ポータルサイト」



取り組みをまとめた特設ページが「[新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内](#)」である。

各省庁の重要施策が一覧化されたパンフレット(図6)が掲載されている。2020年5月1日の第一次補正予算成立後は劇的に見やすさと検索性が向上している点も注目したい。

中小企業向けの複雑な支援制度を検索できる「[中小企業庁ミラサポplus](#)」や、民間事業者による取り組みを検索できる「[VS COVID-19#民間支援情報ナビ](#)」のリンクも掲載されているため、ポータルサイトとしての利用価値が高い。

#### (5)首相官邸「ご利用くださいお役立ち情報」

首相官邸の新型コロナウイルス感染症特設ページとして「[ご利用くださいお役立ち情報](#)」(図7)のページがポータルサイト機能を果たしている。政府の最新の施策を随時反映し「緊急事態宣言」の状況や「業種ごと感染拡大予防ガイドライン」などが掲載されている。また「くらしとごとの支援策」ページが設けられ、各省庁の施策が列挙されている。随時更新されているので最新版にアクセスしていただきたい。

#### (6)ヤフージャパン「新型コロナ対策支援制度まとめ」

筆者が個人的に利用しやすいと思えた民間事業者による支援策まとめサイトは「Yahoo! Japan」



### 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2020年6月5日時点

Q クリックするとHPに飛びます (一部、準備中のものを除く)

NEW 成立と記載されたものについては、令和2年度第2次補正予算案の成立が前提のものも含まれます。制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各書にて公表される予定です。

世帯や個人の皆様	全国全ての人々に	特別定額給付金	一律 <b>1人当たり10万円</b> 申請は郵送又はマイナポータルで マイナポータルは5/1より順次受付開始	コールセンター 0120-260-020 (毎日9:00~20:00)
	子育て世帯の方々に	子育て世帯への臨時特別給付金	子ども <b>1人当たり1万円</b> 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-271-381 (9:00~18:30 土、日、祝日を除く)
	生活が苦しいひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯等に対して <b>5万円</b> (第2子以降は <b>±3万円</b> ) さらに、収入減の場合 <b>±5万円</b>	準備中
	休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	中小企業で働く従業員に対して 月額最大 <b>33万円</b> を支給	準備中
	休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金	原則 <b>3か月</b> 、最長 <b>9か月</b> 家賃相当額を支援	お住いの市区町村の 自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日 9:00-21:00)
	アルバイト収入減で学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	大学・短大・高等・専門学校生等 <b>1人</b> 当たり <b>20万円</b> (住民税非課税世帯) <b>10万円</b> (上記以外)	各大学等の学生課等の窓口まで
貸付	収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金	最大 <b>80万円</b> (二人以上世帯) 最大 <b>65万円</b> (単身世帯)	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999(毎日9:00-21:00) 全国の労働金庫や指定された郵便局でも申請受付
	収入減で保険料が払えない	国民健康保険料等の減免	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免	各市区町村の窓口まで
猶予・減免	生活が苦しくて税、公共料金が払えない	納税猶予、公共料金の支払猶予	国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予	国税 一国税局猶予相談センターまで 地方税 一各地方団体の窓口まで 各種公共料金 一各事業者まで
	売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資	<b>3年間無利子</b> 、最長 <b>5年間元本据置</b> 日本政策金融公庫等に加え、5月より地銀、信金、信組等でも利用可	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) 商工中金 → 0120-542-711 (平日・休日) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)
中小・小規模事業者等の皆様	売上が半分以下※で事業の継続が苦しい	持続化給付金	中小法人等 最大 <b>200万円</b> 7/1-7/31含む個人事業者 最大 <b>100万円</b>	持続化給付金専用コールセンター 0120-115-570(毎日8:30-19:00) 6月8日から全国1649の商工会及び46の商工会議所で申請サポート実施 申請サポート会場も順次開設
	家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大 <b>600万円</b> ※1 個人事業者等 最大 <b>300万円</b> ※2 ※1 最大100万円/月(給付率2/3/3) × 6ヵ月分 ※2 最大50万円/月(給付率2/3/3) × 6ヵ月分	準備中
	雇用を維持できない	雇用調整助成金	休業手当100%で雇用維持なら 中小は都道府県の休業要請を受けた場合 最大 <b>10割</b> 助成 日額上限 <b>8,330円</b> → <b>15,000円</b> に引上げ	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)
	事業再開に向けた投資をしたい	持続化補助金	小規模事業者に最大 <b>150万円</b> を補助 最大100万円までを最大 <b>3/4</b> 補助、 最大50万円を定額補助 1/1付97、3/17付等は最大200万円	お近くの商工会 または商工会議所まで
貸付	売上減で税金、社会保険料が苦しい	国税、地方税、社会保険料の納付猶予	売上が一定程度減少の場合、 <b>1年間</b> 、 <b>無担保かつ延滞税なし</b> で猶予	国税 一国税局猶予相談センターまで 地方税 一各地方団体の窓口まで 社会保険料 一各県の年金事務所、各都道府県労働局
	売上減で固定資産税が払えない	固定資産税・都市計画税の減免	売上が一定程度減少の場合、 来年度は <b>2分の1</b> 又は <b>ゼロ</b> に減免	相談ダイヤル 0570-077-322 (平日 9:30~17:00)

図6 内閣官房「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」(2020年6月5日時点)



### くらしと仕事の支援策

毎日キーワードをご紹介しています。暮らしや仕事の困りごと別でもお探しいただけます。

緊急事態宣言の解除(5月25日)	業種ごと感染拡大予防ガイドライン
お一人10万円給付(特別定額給付金)	200万円・100万円給付(特種化給付金)
ご自宅の賃貸	雇用調整助成金
PCR検査	無利子無担保融資
アビガン、レムデシビル	税金・社会保険料の猶予
マスク	補助金
高齢者施設	テレワーク
短縮中の方	フリーランス
オンライン受診	文化・芸術
DV相談	テナントの賃貸借契約

個人・ご家族の方  
中小企業・小規模事業者の方  
農林漁業・食品製造業の方  
学生・職・職員の皆様

### 首相官邸「新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報」(2020年6月10日時点)

図7 首相官邸「新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報」(2020年6月10日時点)

による「くらし 新型コロナ対策支援制度まとめ」である(図8)。イラストを多用し、インターフェイスも工夫されているため、支援制度を概観するには便利である。個人か事業者か、お金をもらえるのか、借りるのか、などわかりやすい分類がなされている。ポータルサイトとしての利用価値が高いと考える。

#### (7)お住いの都道府県と市区町村のウェブサイトを見る

これまでは正しい支援制度にたどりつくために便利だと思われる、国のホームページを中心に紹介してきた。しかし、実際に支援を受ける場合には、住んでいる自治体の役所窓口を利用することが多い。また、事業者の支援も、県単位、基礎自治体単位で、独自のものが用意されているケースも多い。たとえば、東京都や大阪府などが典型例である。そこで、支援情報を考えるときには、国の情報に加え、「都道府県」と「市区町村」の両方の「新型コロナウイルス感染症」(COVID-19)関連ページを参照することを忘れないでほしい。

### 図8 Yahoo! Japan「くらし 新型コロナ対策支援制度まとめ」

#### 専門家の相談を受ける、情報を共有する。

これらの情報は自らすべてを検索し、もれなく利用したりすることは相当困難を伴う。「知らないうちに期限が過ぎてしまった」「ある窓口で使えないかもしれないといわれて諦めていたが、実は利用できた」という声は既に弁護士が無料法律相談の現場で耳にしている。また、これまでの大規模自然災害における支援制度についても、その情報が、必要な被災者に届いてこなかったという苦い経験は繰り返されている。

たとえば、「支払いができない、もう破産しかない」というのは誤りだ。なかには法的整理によるべきケースもあるだろう。しかし、新型コロナウイルス感染症を受けて、金融機関は柔軟な返済条件変更に応じる対応をするよう、金融当局から指示がすでに出ている。家賃の支払いも1~2か月遅滞したというだけで、直ちに賃貸人が解除できるようになるわけではなく、交渉の余地もある。税金、社会保険料、公共料金の支払も、窓口へ相談すれば猶予措置が設けられているケースがほとんどだ。「あきらめない」そして「専門家の相談窓口にはまずは電話してみる」という希望を持ってほしい。

本稿は、多くの支援を受けるための情報を仕入れるきっかけを記述したにすぎない。迷うことなく、まずは専門家の無料相談や、行政の担当窓口へ問い合わせをしてみしてほしい。そのうえで、「支援者」の立場になり、多くの方へ情報を伝達する役割を担える者が増えることを期待している。

【参考文献】  
 ▶岡本正『被災したあなたを助けるお金と暮らしの話』(弘文堂)  
 ▶岡本正『災害復興法学』(慶應義塾大学出版会)  
 ▶岡本正『災害復興法学Ⅱ』(慶應義塾大学出版会)